障害のある児童の学童保育への受入れに関する指針

NPO 法人カローレ

（目的）

第１条　この指針は、当法人が放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）に障害のある児童（以下「障害児」という。）を受け入れるにあたっては、児童クラブを利用する児童の安心・安全及び遊びを中心とする活動を通して利用児童の健全 な育成が図られるよう障害児の受け入れに関する基準等を定めるものとする。

（対象）

第２条　この基準において障害児とは以下のいずれかの児童のこととする。

（1）小学校の特別支援学級に通学する児童

（2）普通学級に通学し、障害者手帳を所持する児童

（3）その他、同条第１号又は第２号に準ずる、問題行動があり障害が疑われる児童

（受け入れに関する基準）

第３条　障害児の入室希望については、児童クラブの現状を踏まえて個別に検討して受け入れが可能と判断した場合、支援員は、障害児が安全で豊かな放課後を過ごせるよう、配慮しなければならない。

２　次の各号に該当する場合には、第２条に掲げる児童の受け入れが出来ないこと、もしくは保留にする場合がある。

⑴希望のあった障害児を受け入れることにより、当該児童クラブの運営　に明らかに支障をきたすと認められるとき

⑵当該児童クラブの施設等が、希望のあった障害児の受け入れに不適当と判断されるとき

⑶児童クラブの支援員体制等により、受け入れが困難と判断されるとき

（保護者の役割）

第４条　障害児の保護者は、当該児童クラブの保育環境等を考慮し、児童クラブ支援員の要請に応じて協力するものとする。

（障害児の退室について）

第５条　当該クラブは、次の各号に障害児が該当した場合は保護者と十分意見交換を行ったうえで、退室を勧告することができる。

（1）　第３条第２項に該当する事実が明らかになった場合

（2）　保護者の協力が見込めない場合

（3）　その他、理事長が当該障害児の受入れが困難と判断した場合

附則

本指針については、平成 11 年４月１日から施行する。

附則

本指針については、平成 25 年３月１日から施行する。

附則

本指針については、令和５年４月１日から施行する。